

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2026年3月(2026.2.12~2026.3.23)

法令情報

1. 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第6号>

(2026.3.17 公布、2026.4.1 施行)

26.1.30 に公布された「大気の汚染に係る環境基準の一部を改正する件」で、光化学オキシダントに係る環境基準及び測定方法の見直しを受けた改正です。同物質の測定方法から、吸光光度法及び電量法が除外され、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法のみとなりました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=195250067>

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

<政令第20号> (2026.3.4 公布、2026.4.1 施行)

「公益信託に関する法律」の改正(24.5.22 公布)に伴う見直しが行われました。国際協力排出削減量の信託の記録手続、並びに受託者の変更等について同改正法の規定に改められました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=195250082>

3-1. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第8号に規定する環境大臣、

経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量

<農林水産・経済産業・環境省告示第1号> (2026.3.23 公布、2026.4.1 施行)

-2. 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件

<経済産業・環境省令第1号> (同上)

26.2.12 公布の「温室効果ガス排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令」において、国内認証排出削減量として森林等炭素蓄積変化量が規定されたことを受け、森林吸収量等の具体的な算定方法について定められるとともに、森林吸収量等が調整後排出量の算定に用いることができるようになりました。

当該二酸化炭素の削減取組等をおこなう特定排出者等に適用できます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03629.html

4. 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を

指定する省令の一部を改正する省令 <総務省令第15号> (2026.2.27 公布、2026.3.31 施行)

害虫剤等に使用されるフェナザキン及びこれを含有する製剤(一部を除く)は加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することから、消防活動阻害物質に指定されました。

当該物質を指定数量以上貯蔵又は取り扱いをおこなう事業者は対応が必要です。

<参考>消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/1f3d539fbd2f65b60339387d4dc4a912ec1bbf6.pdf>

5. 使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令

<財務・厚生労働・経済産業・環境省令第1号> (2026.3.23 公布、2026.4.1 施行)

25.6.4 公布の改正資源有効利用促進法において、法で規定する指定再資源化製品に再生材の利用義務を課すことに伴う関係省令の改正です。改正法第53条に規定する指定再資源化事業者が、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化事業計画の認定に係る規定が定められました。

当該認定を受ける指定再資源化事業者に適用できます。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126031&Mode=1>

6. 労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及び

その結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの

〈厚生労働省告示第15号〉(2026.2.20公布、2026.4.1適用開始)

法第57条の2第1項に規定する物質の譲渡や提供の際の通知対象物質のうち、含有濃度等が低い場合等に労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれが高くない物質として扱える要件が規定されました。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250245&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 省エネ・非化石転換法における屋根設置太陽光発電に係る措置の概要資料を公開しました

(2026.3.11 経産省)

2025.12.26公布の「改正工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準」では、事業者へ工場等において太陽光発電設備を新設する努力目標等が追加されたことを受けて、“屋根設置太陽光発電に係る措置余地の報告”に係る資料を公開しました。資料では、特定事業者等が提出する中長期計画書(2026年度から)への屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標を記載や定期報告書(2027年度から)への屋根設置太陽光発電設備の設置状況、屋根設置太陽光発電設備の設置にかかる屋根の条件及びその条件を満たす屋根面積等を記載する旨が示されています。

〈参考〉経産省ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/rochi_vane.pdf?update=260311

2. 2024年度 PRTRデータの概要等について — 第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果等 —

(2024.2.27 環境省)

化管法に基づく化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度における2024年度調査結果が公表されました。届出排出量は13.7万t(前年度比▲0.8%)、届出移動量は27.1万t(同+2.0%)と移動量が増加しました。届出排出量が減少した主な業種は金属製品製造業(対前年度比▲0.8千t)、一般機械器具製造業(同▲0.5千t)でした。一方、届出排出量が増加した主な業種は輸送用機械器具製造業(同+1.5千t)でした。等でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02892.html

3. フロン排出抑制法に基づく報告情報の集計結果(2024年度分)を公表します (2026.2.27 環境省)

題記法では、冷媒としてフロン類の使われている第一種特定製品(業務用のエアコン・冷蔵冷凍機器)について、算定漏えい量、充填量・回収量等の数量報告制度が規定されています。環境省は、2024年度の集計結果を公表しました。1千t-CO₂/年以上を漏えいした特定漏えい者数は、378事業者(前年度比▲16)で、小売業が7割を占めました。算定漏えい量の合計は、223万t-CO₂(同+4万)と増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03034.html

4. 2024年度 騒音規制法等 施行状況調査の結果について (2026.2.27 環境省)

騒音に係る苦情は全体で2.0万件(前年度比▲4)あり、前年度から横ばいでした。苦情の内訳をみると、

建設作業が最も多く 8.2 千件（全体の 41.1%）、工場・事業場が 4.7 千件（同 23.8%）、営業が 1.8 千件（同 9.4%）等でした。また、同法に基づく指定地域内の特定工場等への苦情は 430 件（前年度比▲60）、立入検査は 208 件（同▲31）行われ、改善勧告は 0 件（前年同）、改善命令は 0 件（同▲1）でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03011.html

5. 2024年度 振動規制法等 施行状況調査の結果について (2026. 2. 27環境省)

振動に係る苦情は全体で4.5千件(前年度比+241)あり、ここ5年間は4千件を超える状態が続いています。同法に基づく指定地域内の特定工場等への苦情は72件(同+3)、立入検査は35件(同▲4)行われ、行政指導は29件(同▲8)、改善命令共は0件(前年同)でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03014.html

6. 2024年度 悪臭防止法等 施行状況調査の結果について (2026. 2. 27 環境省)

悪臭に係る苦情は 1.1 万件（前年度比▲659）で大幅に減少しました。苦情の内訳では、野外焼却が 2.4 千件（全体の 22.0%）、サービス業・その他が 1.9 千件（同 17.2%）、個人住宅・アパート・寮が 1.4 千件（同 13.1%）等でした。同法に基づく規制地域内の工場・事業場への苦情は 4.1 千件（同▲84）、立入検査は 7 百件（同▲162）と減少、改善勧告は 5 件（同▲2）出されました。改善命令は 1 件（同+1）でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03013.html

7. 2024年度水質汚濁防止法施行状況について (2026. 3. 3環境省)

2024 年度末における水濁法に基づく特定事業場の数は 25.2 万件（前年度比▲2.5 千）、内訳は前年と変わらず多い順に旅館業 6.3 万件（同▲2.7 千）、自動式車両洗浄施設 3.3 万件（同▲200）、畜産農業 2.4 万件（同▲700）といずれも減少しました。同法に基づく立入検査は 2.8 万件（同+500）行われ、公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は 10 件（同+5）、一時停止命令は 0 件（前年同）でした。改善命令等の発動までには至らなかったものの、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は 6.6 千件（同+600）と増加傾向にあります。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03062.html

意見募集情報

1. 「有害性情報の報告に関する省令」及び「有害性情報の報告に関する運用について」の

一部改正（案）に対する意見公募 (2026. 3. 18厚労省)

化審法第41条第3項では、製造・輸入業者に対し、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質で既に有している有害性情報は国へ報告するように求めています。監視化学物質については難分解性及び高蓄積性を有する化学物質であることの知見が得られていることから、同内容を報告対象外とする等の改正が行われます。厚労省は、26. 4. 16まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595126055&Mode=0>

2. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」

に対する意見募集について (2026. 3. 20厚労省)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約での廃絶対象物質の指定を受けての改正です。有機フッ素化合物であるペルフルオロアルカン酸(LC-PFCA)又はその塩等、4物質が、第一種特定化学物質に追加されます。厚労省は、26. 4. 18まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595126059&Mode=0>

公募情報

1. 2025 年度補正予算 脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）の

公募開始について (2026. 3. 19 環境省)

環境省は、工場・事業場における省 CO2 型システムへの改修や、DX システムを用いた運用改善等による即効性のある省 CO2 化を行う取組を支援する事業（脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業））の公募を開始します。公募期限は一次 2026. 5. 13、二次 2026. 6. 10 です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03363.html

2. 2026 年度緑化優良工場等表彰（全国みどりの工場大賞）の募集を開始します (2026. 3. 17 経産省)

経産省は、工場緑化に関する意識の向上や、その重要性についての理解促進を図るため、工場緑化の取組などが優れている工場を顕彰することを目的に、今年度も「緑化優良工場等表彰（全国みどりの工場大賞）」を開催します。公募期限は 2026. 5. 12 です。

〈参考〉経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/ryokukahyousyou/ryokukahyousyoubosyu_r8.html

以 上